

第十九号議案

木全・手嶋育英事業基金条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

木全・手嶋育英事業基金条例を廃止する条例
木全・手嶋育英事業基金条例（昭和五十三年三月江戸川区条例第二十八号）は、
廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の木全・手嶋育英事業基金
条例の規定に基づく基金の残額があるときは、その基金の残額を子ども未来教
育基金（子ども未来教育基金条例（令和六年十月江戸川区条例第三十号）第一
条に規定する子ども未来教育基金をいう。）に編入する。

（説明）

高等教育の修学支援新制度により修学困難な方への支援が実施されていること
及び区における給付型の奨学金制度を新設することを踏まえ、木全・手嶋育英事
業基金を廃止する必要があるもので、本案を提出いたします。